

福岡県介護サービス情報の公表制度における調査に関する指針

介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の47の2の規定に基づき、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の35第3項の調査（以下単に「調査」という。）の実施に関する指針を次のとおり定める。

1 調査の対象となる介護サービス事業者
調査を希望する介護サービス事業者

2 手数料の徴収
調査を実施するに当たっては、福岡県保健福祉関係手数料条例に基づき、手数料を徴収するものとする。

3 調査の項目
調査の項目は、介護保険法施行規則別表第1及び別表第2に掲げる項目のうち、県が必要と認める事項とする。

4 調査の実施
調査を希望した介護サービス事業者に対し、当該希望のあった年度に訪問して、調査を行うものとする。

5 その他

（1）調査を申し出る方法等、その他調査を行うに当たって必要な事項は、別に定める。

（2）指定介護療養型医療施設については、本指針中「介護保険法」を「健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた法律第26条の規定による改正前の介護保険法」と読み替えて、本指針を適用する。

附 則

この指針は、平成24年4月2日から施行する。

附 則

この指針は、平成29年10月18日から施行し、改正後の福岡県介護サービス情報の公表制度における調査に関する指針の規定は、平成29年4月1日から適用する。